

ブラウザの「←」でお戻りください

## 火災警報器設置率

全国設置率	81.0%
群馬県設置率	66.0% 全国45位(ワースト3位)
前橋市消防局	58.0%
高崎市等広域消防局	78.0%
桐生市消防本部	71.0%
伊勢崎市消防本部	58.0%
太田市消防本部	68.0%
利根沼田広域消防本部	61.0%
館林地区消防組合消防本部	62.0%
渋川広域消防本部	70.0%
多野郡藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	55.0%
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部	58.0%
吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部	68.0%



平成27年6月1日時点(総務省消防庁HPより抜粋)

平成18年6月1日より消防法により設置が義務付けられて、早10年以上が経過しましたが我が群馬県の設置率は全国ワースト3位です。この機会にぜひご一考してみてくださいませんか？

### 取付義務のある人

基本的に住宅の「所有者、占有者、管理者」と定められています。持ち家の場合は「所有者、賃貸のアパート・マンションの場合は、オーナーと借受人が協議して設置することとなります。

### 火災警報器の種類

#### 1.煙式(光電式)

煙を感知し、音や音声で知らせるタイプです。

(このタイプが消防法で義務付けられました)



#### 2.熱式(定温式)

一定の温度に達すると音や音声で知らせるタイプです。

キッチンなどで調理煙により誤作動を起こすような場所に適しています。

#### 3.火災・ガス漏れ混合型

火災警報器とガス漏れ警報器の機能を併せ持ったタイプです。

### 火災警報器の取付場所

各市町村の条例によって、火災警報器設置場所が異なります。

伊勢崎市の場合は[こちらをクリック](#)してください

※電池式は電池の寿命に注意してください(約10年タイプが多いです)